

令和5年第2回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年2月10日（金） 午前9時30分から午前10時15分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
教育委員 鈴木森晶  
教育委員 中田めぐみ

欠席者 なし

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
教育参事 小出泰司  
学校教育課長 井戸茂治  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 小坂井美衣  
学校教育グループ長 菊地智行  
書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 1名

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第2号 校長等の任免について ※秘密会

(2) 議案第3号 令和4年度教育費補正予算要求について  
※秘密会

(3) 議案第4号 令和5年度教育費予算要求について  
※秘密会

(4) 議案第5号 豊山町適応指導教室の名称変更について

- (5) 報告第1号 豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会の報告について
- (6) 報告第2号 第5回豊山町中学校制服検討会議の報告について
- (7) 報告第3号 第15回とよやまエアポートビューマラソンについて

#### 日程第4 その他

## 6 議事内容

### 開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第2回豊山町教育委員会定例会を開会します。

### 【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年1月13日に開催いたしました令和5年第1回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第1回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

### 【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 2月7日に三菱重工業は国産初のジェット旅客機の開発を断念したとの発表をいたしました。その理由や経緯について報道以上のことはわかりませんが、私が名古屋空港ビル在勤時に三菱航空機本社の移転やMR Jミュージアム新設の業務にも少しばかり関わったことがあります。今回の決定は感慨深いものがあります。特に平成27年11月11日にMR Jが初飛行をした際には私も空港関係者としてエプロンに立ち感動をした思い出があります。近い将来必ず社会科の教科書に掲載されるだろう歴史的な場面にいたと思ったものであります。

今後、航空宇宙産業の見直しが迫られ、その産業の裾野が広いだけに様々な形で豊山町の将来にとっても、例えば税収や都市計画などに大きな影響を及ぼしていくだろうと推察いたします。

豊山町における教育との関係だけを見ますと、令和元年にMR J開発などがご縁でアメリカのワシントン州グラント郡と本町は姉妹地域提携を締結いたしました。その一環として中学生の海外派遣事業を

早速予算化いたしました。が、コロナ感染により相互交流が実現しないままになっています。グローバル化の時代にあって中学生の交流事業は豊山町の教育の大きな特徴となるはずであります。MR J ミュージアムについても最新の科学技術の展示など観光資源としても魅力ある施設だっただけに、その閉鎖は「空港を活かしたまちづくり」を進める豊山町にとっては大きな痛手となりました。今回の三菱重工の決断はこうした地域の教育にも少なからず影響を与えています。これほど大きな国家的プロジェクトの中止をととても残念に思います。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

1月14日に第15回愛知駅伝がありました。豊山町は町村の部8位で、モリコロ賞第3位でした。

2月1日に豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会を開催しました。後程、報告第1号でご説明します。

2月7日に、町内校長会議を行いました。

同じく2月7日に、第5回豊山町中学校制服検討会議を開催しました。後程、報告第2号でご説明します。

2月9日に総務文教委員会があり、豊山小学校トイレ改修工事の現地視察を行いました。

### 【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第2号 校長等の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長： それでは、議案第2号は、後程非公開で審議をいたします。

また、「議案第3号 令和4年度教育費補正予算要求について」及び「議案第4号 令和5年度教育費予算要求について」は、豊山町議会への議案提出前のため、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定により、後程秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長： それでは、議案第3号及び議案第4号についても、後程非公開で審議をいたします。

続いて「議案第5号 豊山町適応指導教室の名称変更について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員： 適応指導教室の名前が変わっても、中身は変わらないと理解しています。豊山町は数が少ないですが、今後外国人の子供たちが増えた場合、各学校で対応することが難しくなります。日本語指導に対応していく場所が必要になるかと思いますが、今後、教育支援センターで日本語指導を行うこともありますか。

教 育 参 事： 現時点では、日本語指導が必要な児童はごく少数です。清須市や北名古屋市でも、体制は整っておりません。学校に在籍し、日本語指導の先生を加配して指導をしたり、県から派遣される訪問指導員と連携しながら指導をしている状況です。

豊山町の規模では、教育支援センターで日本語指導を行っていくことは難しいと思います。

教 育 長： 豊田市内の日本語指導に特化した学校を訪問したことがあります。隣接する小学校では、半数くらいが外国人です。そこまでは、必要ありませんが、外国人が増えてくると、今後対応が必要になってくると思います。

後 藤 委 員： 目的に書いてある事業を行うことが、豊山町教育支援センター事業とありますが、その事業を行う場所が豊山町教育支援センターだとすると、実施要綱ではなく、設置要綱ではないでしょうか。

そうであれば、事業を行うために設置している組織の名称を、今後、適応指導教室から教育支援センターに変更するという理解でよろしいでしょうか。

教 育 長： 内部でも、教育支援センターが独立した教育機関であるかどうかを議論しました。

現在の適応指導教室は、具体的な施設や建物があり、学校から独立した1つの機関というわけではありません。日常的に学校とのやり取りをしているため、学校の分室というイメージです。

不登校の子どもの学校復帰のみを目指すのではなく、社会的自立や居場所の提供等を目指します。

後 藤 委 員： 学校に戻すというよりは、もっと広い趣旨で、社会で自立した生活が送れるようにということで、教育支援センターに名称を変えたということですね。

教 育 長： 実際、今もそうした指導をしていますので、実態に合わせました。

鈴 木 委 員： 目的の中に、「基礎学力の補充」という文言がありますが、守備範囲はどれくらいでしょうか。学習塾の延長と誤解されないでしょう

か。違う解釈をされないように、明確にしておいた方が良くと思います。

教育参事： 実態は、指導員が授業をするのではなく、自主学習を支援していくスタイルです。

教育長： 修正については、事務局に一任させてください。

中田委員： 以前から、「適応指導教室」という響きが強いと感じていたため、「教育支援センター」に変わり、少し柔らかくなりました。

教育長： いろんな案が出ましたが、文部科学省が使っている名称が良いと考えました。

教育長： 議案第5号について、修正内容については、事務局へ一任させていただけますでしょうか。

(異議なしの声)

教育長： 事務局は、意見を踏まえて議案第5号の修正をお願いします。

続いて「報告第1号 豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： 応募は、何社に送って1社でしたか。

学校教育課長： ホームページで周知をするとともに、町内に入っている縫製メーカー3社にも声をかけさせていただきました。

教育長： 1社であっても問題はありますか。

学校教育課長： 1社であっても、採点基準を満たしていれば問題ありません。審査をしたところ、基準を満たしていたため、マスターメーカーとして決定しました。

教育長： 続いて「報告第2号 第5回豊山町中学校制服検討会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： 生徒の参加方法として、ボタンデザインの募集は一つの方法だと思います。ただ、制服の仕様に、生徒の意見をもっと取り入れられたら良かったと思います。

デザインも無難なものになっています。せつかくなので、生徒の意見を聞いて、もっと斬新な制服を作っても良かったのではないかと思います。

教育長： 昨年、保護者と子どもたちにアンケートを取りました。アンケートの結果は、以前ご案内したとおりですが、保護者の方は清潔性や経済

性を、子どもたちは機能性やデザイン性を重視しており、求めるものに違いがありました。

斬新なオリジナルのデザインにすると、制服の値段が高くなってしまいうため、落としどころに非常に悩みました。とはいえ、子どもたちの意見を取り入れたいという思いもありましたので、現実的な方法として、ボタンデザインや制服のデザイン総選挙に取り入れるのが良いと考えました。

中田委員： 経済的なものや機能性もあると思いますが、ポロシャツを検討したときに、白でワンポイントであれば、自由に選べると良いです。肌に直接触れるものなので、速乾性を重視する子もいれば、肌触りを重視する子もいます。ブレザーの中のシャツもそうですが、肌に直接触れるものを選べるとありがたいです。

教育長： 続いて「報告第3号 第15回とよやまエアポートビューマラソンについて」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教育長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等はございますか。

小出委員： 3月5日には航空ショーが開催されるため、神明公園の駐車場が混み合うことが想定されます。混乱が起きないように、気を付ける必要があります。

生涯学習課長： エアポートビューマラソン当日には、小牧基地でオープンベースが行われるため、交通規制を行います。駐車場も前日から閉鎖し、中に入れないようにします。

また、前日に実行委員が周辺を見回りカラーコーンで規制をしたり、車が停まっていたら声掛けをするつもりです。

教育長： 安全第一で行ってください。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

#### 【日程第4 その他】

教育長： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育グループ長： 事務局から1点報告をさせていただきます。

—連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

教育長： その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

（発言なし）

#### 閉会の宣告（午前10時15分）

教育長： ご発言もないようですので、公開の会議による会議を閉会します。関係者以外は退出してください。



令和5年第2回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年2月10日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- |     |       |                               |
|-----|-------|-------------------------------|
| (1) | 議案第2号 | 校長等の任免について ※秘密会               |
| (2) | 議案第3号 | 令和4年度教育費補正予算要求について ※秘密会       |
| (3) | 議案第4号 | 令和5年度教育費予算要求について ※秘密会         |
| (4) | 議案第5号 | 豊山町適応指導教室の名称変更について            |
| (5) | 報告第1号 | 豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会の報告について |
| (6) | 報告第2号 | 第5回豊山町中学校制服検討会議の報告について        |
| (7) | 報告第3号 | 第15回とよやまエアポートビューマラソンについて      |

5 その他

6 閉会の宣告



議案第5号

豊山町適応指導教室の名称変更について

豊山町適応指導教室の名称を変更することについて、議決を求める。

令和5年2月10日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、豊山町適応指導教室を豊山町教育支援センターに名称変更するため必要があるからである。

# 豊山町適応指導教室の名称変更について

## 1 国の動向

平成2年 文部科学省が児童生徒の学校復帰を目的に、適応指導教室事業を開始

平成15年 国の標準的な呼称を「教育支援センター」に変更

理由：社会的自立や居場所の提供など、新たな目的を付加したため。

※「適応指導教室」を継続使用することも認められている。

令和元年 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により、改めて教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備を求める。

## 2 豊山町適応指導教室しいのき

- ・ 学校復帰と学校教育の援助をはかるため、平成9年10月1日に、新栄学習等供用施設内に開設
- ・ 不登校の児童生徒への居場所を提供し、自主的な活動や体験活動を行う中で、人との関りや自立する力を養い、自信や自己肯定感を持たせることで、社会的自立を目標としている。
- ・ 利用者数：8人（うち小3：1人、中1：2人、中2：2人、中3：3人）

## 3 名称変更

- ・ 国の動向を鑑み、令和5年4月から名称を変更する。

※設置場所や体制等に変更は無い。

**【旧】豊山町適応指導教室 しいのき**

**【新】豊山町教育支援センター しいのき**

## 4 名称変更に伴う要綱の制定

- ・ 現在の「豊山町適応指導教室事業実施要項」は内部規程であるため、要綱を整備し告示することで、教育支援センター（現 適応指導教室）の目的等を一層明確にする。
- ・ 要綱には、目的や入退級の申請方法等を規定する。

## 5 周知方法

- ・ ホームページやくらしの便利帳等の名称を変更するとともに、広報とよやま4月号で周知する。小中学校に通う児童生徒の保護者に対しては、別途通知する。

## 6 スケジュール

令和5年2月：教育委員会定例会で承認

令和5年3月：例規審査会、小中学校への説明、保護者への周知

令和5年4月：要綱施行、「豊山町教育支援センター（通称「しいのき）」に名称変更  
広報とよやま掲載

(案)

豊山町教育委員会告示第 号

豊山町教育支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

豊山町教育委員会教育長 北 川 昌 宏

### 豊山町教育支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、豊山町内の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）のうち、学校に登校できない者及びその保護者等に対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資するために実施する豊山町教育支援センター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 事業の活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 個々の児童生徒の状況及び回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気の中で、安心できる心の居場所をつくる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係及び信頼づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立及び集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力する契機をつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮の下に、通常の学級への復帰を考慮する。
- (7) 学校、家庭及び関係諸機関との連携及び協力関係を密にし、指導する。

(実施場所)

第3条 事業は、豊山町大字豊場字新栄64番地（新栄学習等供用施設内）で実施する。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、午前9時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(指導員)

第6条 事業を実施するために、必要な指導員を置く。

(利用者)

第7条 事業を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校の校長が個別的な相談、助言及び指導を必要とすると認める児童生徒及びその保護者
- (2) 関係諸機関から相談及び援助について依頼され、又は紹介された児童生徒及びその保護者
- (3) 相談を希望する児童生徒及びその保護者
- (4) 児童生徒の担任等学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めたもの

(通所)

第8条 事業を利用し、豊山町教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）への通所を希望する児童生徒の保護者は、豊山町教育支援センター通所願（様式第1号）を、当該児童生徒の在籍する学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の通所願を受けた校長は、豊山町教育支援センター通所申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊山町教育支援センター通所承認書（様式第3号）により、校長及び保護者へ通知するものとする。

(仮通所)

第9条 児童生徒の通所が承認されるまでの期間は仮通所とし、指導員は、豊山町教育支援センター仮通所届（様式第4号）により、教育委員会に報告するものとする。

(退所)

第10条 事業の利用を中止し、教育支援センターの退所を希望する児童生徒の保護者は、豊山町教育支援センター退所願（様式第5号）を、当該児童生徒の在籍する学校の校長に提出しなければならない。ただし、児童生徒が卒業する場合は、卒業年月日をもって退所とする。

2 前項の退所願を受けた校長は、豊山町教育支援センター退所申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊山町教育支援センター退所承認書（様式第7号）により、校長及び保護者へ通知するものとする。

(学校との連携)

第11条 指導員は、学期末ごとに、事業における指導状況について、通所する児童生徒が在籍する学校の担任又は担当者と懇談の時間を設定し、相互に情報交換を行うとともに、必要に応じ、児童生徒が在籍する学校の校長等と話合いの機会を設ける。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、豊山町適応指導教室への入級を承認された児童生徒については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

豊山町教育支援センター通所願

年 月 日

学校長 様

保護者氏名

下記の者の通所を認めていただきますようお願いいたします。

記

（ふりがな） 児童生徒氏名	（ ）		
生 年 月 日	年 月 日	続柄	
住 所	電話番号		
学 校 組 学 年 ・ 組	学校 年 組		
通 所 方 法	ア 徒 歩（児童生徒1人で） イ 徒 歩（保護者と） ウ 自 転 車 エ 自家用車で送迎 ※ 該当するものに○をつけてください。		

様式第2号（第8条関係）

豊山町教育支援センター通所申請書

年 月 日

豊山町教育委員会

学校長 印

下記の者の豊山町教育支援センター通所願が保護者から提出されましたので、関係書類を添えて申請します。

記

児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	電話番号		
学 年 ・ 組	年 組 (担任 )		
保 護 者 氏 名		続 柄	
通 所 方 法	ア 徒 歩（児童生徒1人で） イ 徒 歩（保護者と） ウ 自 転 車 エ 自家用車で送迎 ※ 該当するものに○をつけてください。		

※ 添付書類


- ① 豊山町教育支援センター通所願（写）（様式第1号）
- ② 該当児童生徒の個人票・指導記録（写）
- ③ 教育支援センターまでの通学路を明記した地図
- ④ その他（ ）

様式第3号（第8条関係）

豊山町教育支援センター通所承認書

年 月 日

学校長 様

豊山町教育委員会 

年 月 日付けで申請のありました豊山町教育支援センター通所申請については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、保護者には別紙により通知をお願いします。

記

1 児童生徒 学校 年 組

氏名

2 保護者 氏名

3 通所開始日 年 月 日



豊山町教育支援センター通所承認書

年 月 日

保護者

様

豊山町教育委員会 印

先に届出のありました豊山町教育支援センターへの通所については、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

1 児童生徒 学校 年 組

氏名

2 保護者 氏名

3 通所開始日 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

豊山町教育支援センター仮通所届

年 月 日

豊山町教育委員会

豊山町教育支援センター

下記の児童生徒が 年 月 日から、仮通所を開始しましたので報告します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	( )		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	電話番号		
学 校 学 年 ・ 組	学校 年 組 (担任 )		
保 護 者 氏 名		続 柄	
備 考			

様式第5号（第10条関係）

豊山町教育支援センター退所願

年 月 日

学校長 様

保護者氏名

下記の者の退所を認めていただきますようお願いいたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	( )		
生 年 月 日	年 月 日	続柄	
住 所	電話番号		
学 年 ・ 校 組	学校 年 組		
通 所 開 始 日	年 月 日		
退 所 希 望 日	年 月 日		
退 所 理 由			

様式第6号（第10条関係）

豊山町教育支援センター退所申請書

年 月 日

豊山町教育委員会

学校長 印

下記の者の豊山町教育支援センター退所願が保護者から提出されたので、関係書類を添えて申請します。

記

児童生徒氏名			
生 年 月 日	年	月	日
住 所	電話番号		
学 年 ・ 組	年 組 (担任 )		
保 護 者 氏 名		続 柄	
通 所 開 始 日	年	月	日
退 所 希 望 日	年	月	日
退 所 理 由			

※ 添付書類


- ① 豊山町教育支援センター退所願（写）（様式第5号）
- ② その他（ ）

様式第7号（第10条関係）

豊山町教育支援センター退所承認書

年 月 日

学校長 様

豊山町教育委員会 

年 月 日付けで申請のありました豊山町教育支援センター退所申請については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、保護者には別紙により通知をお願いします。

記

1 児童生徒 学校 年 組

氏名

2 保護者 氏名

3 退所日 年 月 日

4 退所理由

豊山町教育支援センター退所承認書

年 月 日

保護者

様

豊山町教育委員会 印

先に届出のありました豊山町教育支援センターの退所については、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

1 児童生徒 学校 年 組

氏名

2 保護者 氏名

3 退所日 年 月 日

4 退所理由

## 報告第1号

### 豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会の報告について

豊山町中学校新制服マスターメーカー選定審査会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年2月1日(水) 午後3時から
- 2 開催場所 豊山町社会教育センター 3階 視聴覚室
- 3 出席者 審査員：篠田弘男、竹内哲子、中川真介、千田秀樹、松永千鶴、近藤良江、池原拓、木野太一、荒尾竜也、横田康宜、太田真理子、保科秀賢、中川命、西尾彰子、加納英作  
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司教育委員会事務局長、小出泰司教育参事、井戸茂治学校教育課長、小坂井美衣教育専門員、菊地智行学校教育グループ長、山永五香学校教育グループ主任
- 4 欠席者 審査員：平野真紀子

#### 5 内容

応募がありました事業者1者がプレゼンテーションを行い、審査の結果、株式会社トンボをマスターメーカーとして決定しました。

今後、マスターメーカーには新制服のサンプルや共通仕様書作成等にご協力いただきます。

## 報告第2号

### 第5回豊山町中学校制服検討会議の報告について

第5回豊山町中学校制服検討会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和5年2月7日(火) 午後3時から
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3・4
- 3 出席者 委員:篠田弘男、竹内哲子、中川真介、千田秀樹、  
松永千鶴、池原拓、木野太一、荒尾竜也、  
横田康宜、太田真理子、平野真紀子  
事務局:安藤憲司教育委員会事務局長、小出泰司教育参事、  
井戸茂治学校教育課長、菊地智行学校教育グループ長、  
山永五香学校教育グループ主任  
マスターメーカー:(株)トンボ 清山雅也、木下晋也
- 4 欠席者 委員:近藤良江  
事務局:北川昌宏教育長、小坂井美衣教育専門員、
- 5 議題 (1) デザイン案の作成作業の進め方について  
(2) 共通仕様書開示までのスケジュールについて
- 6 議事内容【抜粋】
  - (1) デザイン案の作成作業の進め方について
    - ① 候補になる3案のデザインコンセプトについて  
デザインのもとになるコンセプトを、従来制服の二本線デザインを引継ぐA案、空をイメージしたスカイブルーをポイントにするB案、さざんかをイメージしたエンジ色をポイントにするC案とした。  
(主な意見)
      - ・ A案の二本線とC案のエンジ色を合わせたようなデザインも良いと思う。清潔感とフォーマル性が重要だと思う。
    - ② 新制服の仕様について  
今後検討する必要がある仕様(男女兼用デザイン、ネクタイ・リボン、夏服等)について、説明及び質疑応答を行った。  
(主な質疑)
      - ・ 男女兼用ジャケット、スラックスだと体のシルエットが出にくいような効果



があるのかという質問に対して、兼用はやや男子よりの形のため、女子が着たときに少し袖が長く大きめになることはあると回答した。

・ネクタイ・リボンを採用した学校で、夏服をポロシャツにしているところはあるかという質問に対して、夏服はノーネクタイ、ポロシャツの学校はあると回答した。

### ③生徒参加型の企画について

生徒参加型企画として、ボタンデザイン募集について説明を行った。詳細については中学校、事務局、マスターメーカーで調整する。

(主な意見)

- ・募集チラシは「新しい制服に変わる」ではなく「新しい制服が加わる」というような表現が良いと思う
- ・コンテストだと競争のような印象になるので、デザイン募集ではどうか。

### (2) 共通仕様書開示までのスケジュールについて

別紙資料をもとに共通仕様書開示までのスケジュールを確認した。

## 報告第3号

### 第15回とよやまエアポートビューマラソンについて

豊山町体育協会主催により第15回とよやまエアポートビューマラソンが下記のとおり開催されますので報告します。

#### 記

#### ■第15回とよやまエアポートビューマラソン開催要項

##### (1) 開催趣旨

マラソンやジョギングなど、走る楽しみを生涯にわたり続けていけるスポーツ競技の普及、また、住民の健康づくりや体力づくりの振興に向け、ミニ・マラソン大会を開催する。

##### (2) 主催・主管

主催：豊山町体育協会

主管：第15回とよやまエアポートビューマラソン実行委員会

##### (3) 後援・協賛・協力

後援：豊山町、豊山町教育委員会、中日新聞社

協賛：名古屋空港ビルディング(株)はじめ17社

協力：豊山町交通安全協会、豊山町防犯協会、豊山町スポーツ少年団、豊山町スポーツ推進委員、楓賀

##### (4) 開催日

令和5年3月5日(日) 雨天決行

午前 8時00分～8時30分 受付

午前 8時40分～9時00分 開会式

午前 9時10分 競技開始

午前11時30分 閉会式

##### (5) 会場・コース

会場：神明公園内 航空館boon前 駐車場

コース：豊山町青山地内

(6) 種目・参加人数

距離	部門	参加人数	スタート時間
マラソン 2.1 km	1部 小学1～3年生男子	71人	9時10分
	2部 小学1～3年生女子	29人	
	3部 小学4～6年生男子	97人	9時30分
	4部 小学4～6年生女子	30人	
マラソン 3.0 km	5部 中学生男子	10人	9時50分
	6部 中学生女子	9人	
	7部 一般女子40歳未満(高校生以上)	6人	
	8部 一般女子40歳以上	13人	
マラソン 5.0 km	9部 一般男子40歳未満(高校生以上)	34人	10時20分
	10部 一般男子40歳以上	49人	
ジョギング 2.1 km	11部 小学生、中学生、一般(高校生以上)	小学生59人 中学生10人 一般112人	11時00分
計		529人	

(7) 表彰

【1部～6部】1位～5位入賞者に賞状と賞品、6位～8位に賞状

【7部～10部】1位～5位入賞者に賞状と賞品

※その他完走者全員に完走証、成績証明書、参加者全員に参加賞

(8) 過去の参加人数

H28	H29	H30	R元	R2	R3
844人	881人	733人	中止	中止	中止